

## 岩手県地域活性化アドバイザー設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティの担い手確保、人材育成、集落機能の維持など様々な地域課題に対応するに当たり、市町村、地域運営組織、自治会等の要請に応じて地域づくり等の専門家を派遣し、もって地域の実情に応じた住民主体の地域づくりの取組を促進することにより、持続可能な地域コミュニティの実現に資するため、岩手県地域活性化アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市町村、地域運営組織、自治会（町内会など）、地域活動を支援するNPO法人、地域づくり団体等が行う地域づくり事業等について、専門的な助言を受けるため、アドバイザーを設置する。

### (委嘱)

第3条 アドバイザーは、地域づくり等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

### (任期)

第4条 アドバイザーの任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。

### (業務)

第5条 アドバイザーは、知事からの依頼に応じ、次の業務を行う。

- (1) 地域住民等を対象とした講演、研修
- (2) 地域の合意形成や課題解決に向けた住民主体の話し合いに関する助言
- (3) その他、地域コミュニティの維持・活性化に必要とされる取組に関する助言

### (守秘義務)

第6条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

### (経費の支払)

第7条 アドバイザーが業務に従事した場合は、次に掲げる経費を県からアドバイザーに対して直接支払うものとする。

#### (1) 謝金

「講習会等の講師に対する報償費の支給基準について（昭和50年1月27日人第427号）」の別表「講師報償費支給基準」を適用する。

#### (2) 旅費

「一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年3月30日岩手県条例第14号）」を準用す

る。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。